厚木市私立幼稚園幼児教育支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、私立幼稚園の教育に係る経費の負担を軽減するとともに、幼児教育の振興に資するため、予算の範囲内において厚木市私立幼稚園幼児教育支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助金の交付対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき市内に設置された私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）とする。

（補助対象経費）

第３条　補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 事務費　私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第１項の規定による確認を受けている施設を除く。）の運営に係る事務に要する費用

(2) 教材費　私立幼稚園の教育に係る教材の購入に要する費用

(3) 園児健康管理費　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく健康診断事業に要する費用

(4) 特別支援教育費　特別支援教育の実施に要する人件費及び保育に係る費用

(5) 預かり保育事業費　園則等で定める保育時間の開始前若しくは終了後又は休業日に、保護者の希望により、園地又は園舎内において行う預かり保育に要する人件費及び保育に係る費用

(6) 外国人児童受入支援事業費　私立幼稚園の外国人児童受入れに係る人件費及び消耗品等の購入に要する費用

(7) ＩＣＴ推進事業費　園務改善に係るシステム等のリース料、保守費、通信費及び周辺機器等の購入に要する費用並びに乳児等通園支援事業を実施する園におけるＩＣＴ機器の購入に要する費用。ただし、他の補助制度の対象となるものを除く。

(8) おむつ処分費　使用済紙おむつの処分に要する費用。ただし、当該費用について保護者から実費徴収している場合は、補助対象経費としない。

(9) おむつの保管用ごみ箱の購入費　使用済紙おむつの保管用ごみ箱の購入に要する費用

(10) 保護者負担軽減費　保護者の負担軽減に資する物品等の購入に要する費用及び取組に要する費用のうち、別表第10に定めるもの

（補助対象児童）

第４条　補助金の算定に当たり、対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、当該私立幼稚園に在籍する市内在住の児童で、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 補助対象経費が前条第１号から第３号まで、第５号及び第６号に掲げるもの　満３

歳以上の児童
(2) 補助対象経費が前条第４号に掲げるもの　満３歳以上の児童であって、神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助金の補助対象児童又は特別支援の必要性がある児童
(3) 補助対象経費が前条第８号に掲げるもの　当該年度の４月１日時点で０歳から３歳の児童

（補助金の額等）

第５条　補助金の額等は、別表第１から別表第 10 までに定めるとおりとする。

（補助金の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 特別支援教育費にあっては、対象児童であることを証する書類
(4) 預かり保育事業費にあっては、募集要項、預かり保育料及び保育時間等を保護者に周知するための書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金等交付決定通知書によりその旨を設置者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第８条　設置者は、前条の規定による交付決定を受けた場合において、事業計画を遂行することが困難となったときは、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業の計画変更）

第９条　補助金の交付決定を受けた設置者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の減額のみを伴う変更（事業内容の著しい変更を除く）については、この限りでない。

２　市長は、前項の規定により申請があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

（変更の届出）

第10条　交付決定者は、私立幼稚園の所在地若しくは名称又は設置者の住所若しくは氏名に変更があったときは、その旨を文書により速やかに市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第11条　交付決定者は、当該事業が完了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、その事業の完了の日から10日以内の日又は交付決定を受けた日の属する年度の

３月末日のうちいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費が第３条第２号及び第６号から第９号までに掲げるものにあっては、領収書の写しその他支払状況を証する書類

(4) 補助対象経費が第３条第３号に掲げるものにあっては、領収書の写しその他支払状況を証する書類及び検査内容の内訳が確認できるものの写し

(5) 補助対象経費が第３条第４号に掲げるものにあっては、神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助金交付決定通知書の写し

(6) 補助対象経費が第３条第５号に掲げるものにあっては、事業実施実績明細書

(7) 補助対象経費が第３条第10号に掲げるものにあっては、領収書の写しその他支払状況を証する書類及び補助要件が確認できるものの写し

（補助金の額の確定等）

第12条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定するものとする。この場合において、第７条の規定による交付決定額（第９条の規定により変更の承認を受けた場合は、その額）と確定額が相違するときは、速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条　市長は、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（立入検査等）

第14条　市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた設置者に対し、報告を求め、指導又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

（書類の整備等）

第15条　補助金の交付を受けた設置者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から５年間保存するものとする。

（努力義務）

第16条　補助金の交付を受けた設置者は、良好な幼児教育を実施するため、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

(1) 幼児教育の実施に必要な担当職員を確保するとともに、教育環境の整備に努めること。

(2) 事業に係る費用について、保護者負担の軽減に努めること。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年６月13日から施行し、同年４月１日から適用する。

（厚木市私立幼稚園事務費補助金交付要綱等の廃止）

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 厚木市私立幼稚園事務費補助金交付要綱（平成20年４月１日施行）

(2) 厚木市私立幼稚園教材費補助金交付要綱（平成20年４月１日施行）

(3) 厚木市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱（平成４年４月１日施行）

(4) 厚木市私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱（平成４年４月１日施行）

(5) 厚木市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱（平成21年４月１日施行）

附　則

この要綱は、平成29年６月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年６月６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月30日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年10月20日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年９月28日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月16日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月28日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年７月 12 日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年９月18日から施行する。

別表第１（第５条関係）

事務費

補助単価	補助額の算出方法
1,500円	補助単価　×　当該年度の４月１日現在の対象児童数

別表第２（第５条関係）

教材費

補助単価	補助額の算出方法

3,000円	補助単価　×　当該年度の４月１日現在の対象児童数

備考　補助金額は、教材費の代金支払に際し、設置者が業者等に対し実際に支払った額（振込手数料及び送料を除く。）を限度とする。

別表第３（第５条関係）

園児健康管理費

補助単価	補助額の算出方法
500円	補助単価　×　当該年度の４月１日現在の対象児童数

備考　補助金額は、設置者が健康診断実施機関に対し実際に支払った額（振込手数料を除く。）を限度とする。

別表第４（第５条関係）

特別支援教育費

区分	補助単価	対象児童	補助額の算出方法
A	15,000円	神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助金の補助対象となる児童	補助単価×対象児童数×在園月数
B	30,000円	神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助金の補助対象外であって、特別支援の必要性を証する次のいずれかの書類の交付を受けたもの (1) 障害児通所支援事業の利用に係る通所受給者証 (2) 療育相談センター「まめの木」の利用証明書 (3) 医師の診断書その他市長が認めた書類	

備考　当該事業に係る補助金の交付算定期間は、当該年度において対象児童が入園し、又は転入した日の属する月から、退園し、又は転出した日の属する月までとする。ただし、休園した場合（休園した期間が１箇月未満の場合を除く。）は、休園した日の属する月の翌月から、復園した日の属する月までは、交付算定期間に含まないものとする。

別表第５（第５条関係）

預かり保育事業費

(1) 基本分（１園当たり年額）

ア　課業日（１日２時間以上かつ年間80日以上行う預かり保育）

年間延べ利用園児数	区分	補助額
1,000人まで	A	250,000円

1,001人から2,000人まで	B	300,000円
2,001人から3,000人まで	C	350,000円
3,001人以上	D	400,000円

イ　休業日（１日４時間以上かつ年間20日以上行う預かり保育）

年間延べ利用園児数	区分	補助額
300人まで	A	300,000円
301人から600人まで	B	400,000円
601人から900人まで	C	500,000円
901人以上	D	600,000円

(2) 保育体制充実加算

要件	補助額
次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1) 平日及び長期休業期間において、原則８時間以上（平日にあっては、教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 (2) 年間延べ利用児童数が 1,000 人以上の施設であること。 (3) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 35 第１項第２号ロ（附則第 56 条第１項の規定により読み替えられる場合を含む。）及びハの規定により配置する者（以下「教育・保育従事者」という。）を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。この場合において、当該教育・保育従事者の数は２人を下回ることがないこと。 (4) 厚木市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱（平成 27 年 12 月１日施行）別表第２に定める保育体制充実加算の適用を受けた施設でないこと。	１園当たり　年額480,000円

備考１　基本分の算定に当たっては、厚木市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱（平成26年７月10日施行）別表及び厚木市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱別表第１の定めるところにより同要綱の補助対象とした児童を除くものとする。

２　預かり保育の実施を予定している場合であっても、預かる園児がいないときは、補助対象日数には含めないものとする。

別表第６（第５条関係）

外国人児童受入支援事業費

補助額
100,000円

備考　補助金額は、設置者が外国人児童受入れのために実際に支払った額（振込手数料及び送料を除く。）を限度とする。

別表第７（第５条関係）

ＩＣＴ推進事業費

(1) 園務改善に係るシステム等のリース料、保守費、通信費及び周辺機器等の購入に対する補助

補助額
実際に支払った額に２分の１を乗じた額（上限100,000円）

備考１　補助金額は、園務改善に係るシステム等を導入した年度以後に発生した費用を対象とする。

２　補助金額は、申請年度に支出した額（振込手数料及び送料を除く。）を対象とする。

３　リース料等の毎年固定でかかる費用について、交付対象期間は、最初に補助金を交付した日の属する年度から起算して３年を限度とする。

(2) ＩＣＴ機器の購入に対する補助

補助額
実際に支払った額に３分の２を乗じた額（上限200,000円）

備考１　乳児等通園支援事業を実施する園が、ＩＣＴ機器を購入した場合に限り、補助の対象とする。

２　１施設につき１回の補助とする。

別表第８（第５条関係）

おむつ処分費

補助額
実際に支払った額（振込手数料の額を除く。）

備考　使用済紙おむつの処分に要した経費を他の経費と区分して算出することができない場合の補助金の額は、補助単価月額120円に、当該年度の４月１日現在の対象児童数及び当該年度において使用済紙おむつの処分を実施した月数を乗じて得た額とする。

別表第９（第５条関係）

おむつの保管用ごみ箱の購入費

補助額
200,000円

備考１　補助金額は、設置者がおむつの保管用ごみ箱の購入のために実際に支払った額（振込手数料及び送料を除く。）を限度とする。

２　当該事業に係る補助金の交付は、１回を限度とする。

別表第10（第５条関係）

保護者負担軽減費

<table>
<tr><th>補助要件</th><th>補助対象経費</th><th>補助額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">設置者が、次に掲げる事項を実施し、又は実施する予定（第７条の規定により、交付決定の通知をした日の属する年度の３月31日までに実施する場合に限る。）のあること。
(1) 紙おむつ利用の定額サービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入
(2) 紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯
(3) 乳幼児全員分の着替え又はスモックの用意及び洗濯
(4) お昼寝用コット若しくは布団のカバー又はタオルケット等の用意及び洗濯
(5) 連絡帳のスマホアプリ等への移行（連絡帳の中でスマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること。）
(6) その他保護者及び保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等の用意</td><td>(1) おむつのサブスク実施に伴う新品のおむつ保管庫又はロッカーの購入費
(2) お昼寝用コット又は布団の購入費
(3) 折り畳みヘルメットの購入費
(4) 大型炊飯器の購入費
(5) 自転車置き場の雨よけ屋根の設置費</td><td>990,000円。ただし、実際に支払った額（振込手数料及び送料を除く。）を限度とする。</td></tr>
<tr><td>保護者負担軽減費の取組等によって生じる施設の事務負担増に係る経費</td><td>80,000円</td></tr>
</table>

備考　当該事業に係る補助金の交付は、１回を限度とする。